

重要事項説明書

居宅介護

障害福祉サービス

事業所名：訪問介護ステーショングリーンビレッジ

事業者：株式会社 カナディアンホーム

居宅介護 重要事項説明書

[令和7年10月1日現在]

障害福祉サービス(居宅介護)を利用希望の要介護状態にある方に対するサービスの提供開始にあたり、当事業所が説明すべき重要事項を次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者名(法人名)	株式会社カナディアンホーム
事務所の所在地	札幌市西区山の手7条7丁目1番12号
代表者(職名・氏名)	代表取締役 塩崎康男
設立年月日	昭和61年1月30日
電話番号・FAX 番号	011-621-5221 / 011-621-5226
法人が実施する介護事業	障害福祉事業・訪問介護・第1号訪問事業・住宅型有料老人ホーム

2 事業所の概要

事業所名	訪問介護ステーショングリーンビレッジ
所在地	札幌市東区東苗穂6条1丁目5-11-101
事業所番号	居宅介護 (第0110700747号)
サービスを提供する地域	札幌市内
併設事業	訪問介護・第1号訪問事業
第三者評価の実施	無し

3 営業時間 (窓口)

月～金	午前9:00 ~ 午後6:00
-----	-----------------

4 職員体制

	職務の内容	人員数
管理者	従業員および業務の管理を一元的に行う。	1名(兼務可能)
サービス提供責任者	介護福祉士の資格を持つ者が、利用申込みに関わる調整、居宅介護計画の作成・変更並びに利用者への説明、サービス内容の管理、医療福祉サービスとの連携等を行う。	1名以上 (利用者数に応じた配置)
訪問介護員	介護福祉士・実務研修修了者・初任者研修修了者・ヘルパー1級・ヘルパー2級・看護師の資格を持つ者が居宅介護計画書に基づき、日常生活に必要な居宅介護サービスを提供する。	3名以上 (常勤換算)

5 サービス提供時間

	早朝 6:00~8:00	日中 8:00~18:00	夜間 18:00~22:00	深夜 22:00~6:00
平日・土日・祝日	○	○	○	○

6 事業の目的

事業所が行う居宅介護等サービスの適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対し、適正な指定居宅介護等サービスを提供することを目的とします。

7 事業運営の方針

(1) 障害福祉サービスの基本方針として、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯、掃除その他の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ

効果的に行うものとします。

- (2) 障害福祉サービスの実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- (3) 障害福祉サービスの提供にあたっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- (4) 障害福祉サービスの実施にあたっては、関係法令等を遵守します。

8 サービス内容

- (1) 身体介護 ① 食事介助 ② 入浴介助 ③ 排泄介助 ④ 口腔ケア ⑤ 体位変換 ⑥ 衣類着脱、等
- (2) 家事援助 ① 買物介助 ② 調理介助 ③ 掃除 ④ 洗濯 ⑤ 寝具の整理、等
- (3) 通院等介助
- (4) その他サービス ① 介護相談、等

9 利用料金

居宅介護等サービスの利用料は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の一割に相当する額をお支払いいただきます。地域区分 7 級地(10.18 円)で算定。ただし、介護給付費の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。※関係法令の改定があった場合には、改定後の金額を適用になります。

内容	サービス提供時間	単位数	利用者負担額
身体介護・通院等介助 (身体介護を伴う)	30分未満	256 単位	260 円
	30分～60分未満	404 単位	410 円
	60分～90分未満	587 単位	595 円
	90分～120分未満	669 単位	678 円
	120分～150分未満	754 単位	764 円
	150分～180分未満	837 単位	848 円
	180分以上	921 単位	933 円
	以降 30 分毎に	+83 単位	85 円
家事援助	30分未満	106 単位	107 円
	30分～45分未満	153 単位	155 円
	45分～60分未満	197 単位	200 円
	60分～75分未満	239 単位	243 円
	90分以上	311 単位	315 円
	以降 15 分毎に	+35 単位	36 円
通院等介助(身体介護を 伴わない)	30分未満	106 単位	107 円
	30分～60分未満	197 単位	200 円
	60分～90分未満	275 単位	279 円
	90分以上	345 単位	350 円
	以降 30 分毎に	+69 単位	71 円
夜間早朝加算	夜間(18時～22時)	利用者負担額に+25%	
	早朝 6 時～8 時)	利用者負担額に+25%	
	深夜(22 時～翌朝 6 時)	利用者負担額に+50%	
初回加算	初回のサービス提供責任者によるサービス(又は同行)	200 単位	204 円
特定事業所加算Ⅱ	一定の体制要件等を満たす事業所への加算	単位数の合計に 10%相当を加算	
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ	一定の要件を満たす事業所の介護職員の賃金改善加算	算定単位数の合計に 40.2%相当を加算	

※ サービス従業者 2 人で訪問した場合は 2 人分の料金をいただきます。

※ 緊急時対応加算(100 単位)身体介護にて緊急な対応が必要になった場合月に 2 回を限度に加算されます。

※ 事業所と同一建物の利用者または子例会の同一建物の利用者 20 名以上にサービスを行う場合 90/100 の算定になります。

10 その他の費用

交通費	サービス提供地域以外にお住いの方は、交通費を実費請求致します。	
キャンセル料	前日の18時までの連絡	キャンセル料は不要です
	上記以降のご連絡	給付額の 100%
	ただし、病状の急変や急な入院等の場合は、キャンセル料は請求いたしません	
お住まいでサービス提供するために使用する電気、水道、ガス、電話等の費用は利用者負担になります。		

11 支払方法

サービス提供月の翌月 25 日までに請求書をお送りしますので、翌々月 2 日までに指定口座に振込によりお支払いください。振込手数料および自動振替手数料は利用者負担です。

<振込口座>

北洋銀行 琴似中央支店 普通口座 3775428 株式会社カナディアンホーム家賃口座

12 事故発生時及び緊急時の対応

(1) サービス提供中に事故や利用者の体調急変がおきた場合は、利用者に対し応急処置・医療機関への連絡・搬送などの措置を講じ、利用者の家族などへの連絡を行います。

(2) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、原因を解明するとともに、再発防止にむけた対策を講じます。

(3) 事業所の責めに帰すべき事故については、速やかに損害賠償を行います。

13 虐待防止のための措置

(1) 利用者の人権擁護、虐待防止等のため、従業者に対する虐待防止の啓発・普及を目的とした研修を定期的実施します。利用者とその家族、従業者からの相談窓口を置き、それを周知します

(2) 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

(3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその責任者を置きます。委員会の開催結果について、訪問介護員に周知します。

(4) 成年後見制度の利用を支援します。

14 身体拘束適正化のための措置

利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他の行動を制限する行為を行いません。

(1) 但し利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。なお身体拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

(2) 身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、訪問介護員に対して研修を行います。

15 感染症の予防及び蔓延防止のための措置

感染症の予防及びまん延防止及び感染症発生時に対応する指針、及び業務継続計画を作成し、その責任者を定め以下の措置を講じます。

(1) 委員会を概ね 6 ヶ月に1回以上開催すると共に職員に周知徹底する。

(2) 感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年に 1 回以上定期的実施する。

16 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生において、利用者に対する居宅介護等の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制での早期業務再開を図るための計画を作成し必要な措置を講じます。

- (1)訪問介護員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を年1回以上実施します。
- (2)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 サービス内容に関する苦情

- (1)相談・苦情・身体拘束・虐待の相談窓口

担当 管理者 渡辺洋子 電話 011-787-1301

・苦情が寄せられた場合には、ただちにサービス提供責任者が訪問するなどして詳しく状況を把握し、関係する職員、サービス事業所からの聞き取りを行う等します。

・苦情等については、事業所として検討し対応します。寄せられた苦情の内容および対応の経過等を記録し、事業所職員の再発防止に役立てるようにします。

- (2)その他公的機関においても、苦情申し出等ができます

・札幌市東区役所 保健福祉課	011-741-2466 平日 8:45-17:15
・札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部障がい福祉課	011-211-2938 平日 8:45-17:15
・北海道高齢者総合相談センター	011-251-2525 平日 9:00-17:00
・北海道福祉サービス運営適正化委員会	011-204-6310 平日 9:00-17:00
・北海道国保連 介護サービス苦情相談窓口	011-231-5175 平日 9:00-17:00

18 サービス利用にあたっての禁止事項

職員に対して行う暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為、及びパワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止しています。これらの行為が認められた場合、サービスの中断や契約解除の対象となります。より良い信頼関係が構築できるよう、ご協力ください。

19 その他

- (1) 事業所は、すべての訪問介護員に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、年12回の研修を実施します。
- (2) 事業所は、すべての訪問介護員に対し、健康診断等を定期的 to 実施します。
- (3) 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (4) 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとします。

居宅介護利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて、重要な項目を説明しました。

【事業者】 札幌市西区山の手7条7丁目1番12号
株式会社カナディアンホーム
代表取締役 塩崎 康男 印

【事業所】 札幌市東区東苗穂6条1丁目 5-11-101
訪問介護ステーション グリーンビレッジ
居宅介護 指定番号 (第 0110700747 号)

【重要事項説明者】

氏名 _____

上記の内容の説明を受け、理解したうえで同意します。

令和 年 月 日

【利用者】

氏名 _____

【身元引受人】(続柄:)

氏名 _____

【身元引受人】(続柄:)

氏名 _____